平成２２年（フ）第７号
鹿児島県枕崎市中央町775番地　光樹ハイツ201号室
債務者　迫　　茂房
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第７号
群馬県桐生市東１丁目１番13号
債務者　遠藤　光夫
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月４日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１８号
愛媛県宇和島市蕨468番地
債務者　山田　　正
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月５日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第２０号
愛媛県宇和島市堀端町１番45号　コア追手町316号
債務者　兵頭ミサコ
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月５日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第２２号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永651番地　山下圀彦方
債務者　山下　泰志
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月５日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第１２号
北海道日高郡新ひだか町静内田原517番地
債務者　角田　一将
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
北海道日高郡新ひだか町静内田原517番地
債務者　角田カオリ
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
北海道浦河郡浦河町東町うしお１丁目１番20号
債務者　木村　秀昭
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
北海道苫小牧市音羽町１丁目14番15号　ハイツまるいＮＯ131―103号
債務者　寺田　明道
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第３８号
北海道苫小牧市のぞみ町３丁目17番18号　ウエストガーデン102、住民票上の住所北海道苫小牧市もえぎ町２丁目９番６号
債務者　柴田由佳里（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１９３４号
宮城県亘理郡亘理町吉田字板橋113番地117
債務者　武田　　学
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５５号
仙台市若林区若林１丁目11番９号　ベルトピア仙台Ⅰ―201、従前の住所宮城県石巻市大門町３丁目１番32号
債務者　高橋真太郎
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８８号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目５番地　都市機構鶴ケ谷団地16号棟504
債務者　高山　浩俊
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９１号
宮城県多賀城市大代４丁目４番10号　エスペランサⅠ―201号
債務者　鈴木　明美
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０４号
宮城県岩沼市桑原３丁目６番５―Ａ202号
債務者　菊地　香織
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７６号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目１番地　市営住宅２い46棟281号
債務者　村井　栄次
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２１７号
仙台市青葉区北山２丁目６番１―106号
債務者　山崎　信浩
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係